1 目的

指定管理者制度導入施設で従事している職員の勤務条件や、労働環境における法令遵守の状況について把握し、必要に応じて指定管理者に改善を促すことで、施設の適切な管理運営を図るもの

2 調査者

東京都社会保険労務士会 葛飾支部

3 調査対象

施設名	指定管理者名
葛飾区文化会館(かつしかシンフォニーヒルズ)	株式会社キョードー東京
葛飾区亀有文化ホール(かめありリリオホール)	

4 調査期間

令和4年10月~令和5年2月

5 調査項目及び調査の視点

調査項目	調査の視点		
雇用契約と協定等	就業規則、雇用契約、労使協定等の労働条件について、適正な内容となっ		
	ているか		
	36 協定をはじめ労使協定は、適正か。		
	労働契約の締結に際し、労働者に労働条件を明示しているか。		
安全衛生関係	健康診断の実施、産業医の選任、業務災害への対策の状況は適正か。		
労働時間	労働時間は適正に管理しているか。		
	休暇、休日の取得状況及び管理は、適正か。		
給与計算	適正な給与計算、支払いが行われているか。		
社会・労働保険・雇用	労働保険、社会保険等への加入状況、手続きの時期は適正か。		
保険			
法定帳簿等の整備	労働者名簿、賃金台帳、出勤簿、労働条件通知書等が整備されているか。		

6 調査の手法

ア 書類確認

法定帳簿等について、指定管理者に対し、調査の視点に沿って、その内容を確認する。

イ ヒアリング

ヒアリングの必要性がある場合、現地調査に併せて、一部の従事職員に対してヒアリングを実施する。今回は、担当者ヒアリング及び正規労働者・非正規労働者同数でアンケート調査を実施

※主な指摘事項:法・制度等に鑑みて改善が必要な事項

事業者名	主な指摘事項	改善内容及び改善計画
株式会社キョ	労働者代表の選出は、選挙の公示文書等正し	代表者の選任や周知について
ードー東京	く運用されていましたが、代表者の選任や周知	はオフィスネットワークの就業
	については今後さらに徹底する必要がありま	規則のフォルダーと共に常時閲
	す。	覧可能な状況とします。
	管理監督者の一部の手当に管理監督者として	似つかわしくない名称は令和
	似つかわしくない名称が用いられているため、	5年4月契約更新時より一部変
	名称の変更などをご検討ください。	更しました。引き続き検討いた
		します。
	昼食を自席でとるため、休憩時間につい仕事	休憩時間の適切な取得は、法
	をしてしまうという声がありました。休憩時間	的な拘束力だけでなく、集中力
	の管理については、改善等をご検討いただく必	の維持や疲労の蓄積を防ぐ効果
	要があると思います。	もあるので随時促進します。

事業者名	主な確認事項	確認結果
株式会社キョ	規則や労働条件通知書に始業・終業時間と実	事業年度の開始時や雇用契約
ードー東京	際の勤務時間にずれがあるとの認識があるよう	の更新時を活用し、勤務時間の
	です。改めて、状況を確認の上、必要とあれば	認識を個別に確認するよう努め
	改善をお願いします。	ます。
	管理簿の現物、5日以上の取得がなされてい	休暇取得が「周囲に負担をか
	ることは確認できたが、取りにくいと感じてい	ける」という躊躇を改め、肉
	る方がいらっしゃるようです。ご留意くださ	体・メンタルの両面での良好維
	い。	持のため、事業所として取得の
		促進に努めます。
	就業規則の保管場所、見たことがある従業員	現状はオフィスネットワーク
	は約 55%程度でした。また、労使協定の代表	の共有フォルダーに常時掲出し
	者選出方法、選出された代表者の認識が3割程	ておりますが、更なる周知のた
	度でした。周知不足の感を否めません。	め、改正時毎にその旨を社内メ
	育児・介護休暇制度についても 46.9%が	ールで発信する等、周知方法を
	「知らない」と回答しています。法改正にも対	付加するよう取り組みます。
	応した内容で周知を進めてください。	
	ハラスメントや周知に関する点のアンケート	ハラスメントやその周知につ
	結果が著しく低くなっております。周知の業務	いては、社労士による一般社員
	フローの徹底とハラスメントに関する正しい理	と管理監督者を対象とする各レ
	解への取り組みを行うことをお勧めします。	クチャーを実施しましたが、適
		宜関連情報を発信するよう努め
		ます。

1 目的

指定管理者制度導入施設で従事している職員の勤務条件や、労働環境における法令遵守の状況について把握し、必要に応じて指定管理者に改善を促すことで、施設の適切な管理運営を図るもの

2 調査者

東京都社会保険労務士会 葛飾支部

3 調査対象

施設名	指定管理者名
葛飾区文化会館(かつしかシンフォニーヒルズ)	株式会社シミズオクト
葛飾区亀有文化ホール(かめありリリオホール)	

4 調査期間

令和4年10月~令和5年3月

5 調査項目及び調査の視点

調査項目	調査の視点	
雇用契約と協定等	就業規則、雇用契約、労使協定等の労働条件について、適正な内容となっ	
	ているか	
	36 協定をはじめ労使協定は、適正か。	
	労働契約の締結に際し、労働者に労働条件を明示しているか。	
安全衛生関係	健康診断の実施、産業医の選任、業務災害への対策の状況は適正か。	
労働時間	労働時間は適正に管理しているか。	
	休暇、休日の取得状況及び管理は、適正か。	
給与計算	適正な給与計算、支払いが行われているか。	
社会・労働保険・雇用	労働保険、社会保険等への加入状況、手続きの時期は適正か。	
保険		
法定帳簿等の整備	労働者名簿、賃金台帳、出勤簿、労働条件通知書等が整備されているか。	

6 調査の手法

ア 書類確認

法定帳簿等について、指定管理者に対し、調査の視点に沿って、その内容を確認する。

イ ヒアリング

ヒアリングの必要性がある場合、現地調査に併せて、一部の従事職員に対してヒアリングを実施する。今回は、アンケート調査とともに従業員ヒアリングを実施した。

※主な指摘事項:法・制度等に鑑みて改善が必要な事項

事業者名	主な指摘事項	改善内容及び改善計画
株式会社シミ	4月1日から開始の時間外労働・休日労働に	次回以降は、始期までに届け出
ズオクト	関する協定届の受理印日付が4月27日になって	ます。
	います。この場合、4月1日から26日までの期	
	間に時間外労働もしくは休日労働をした場合、	
	協定の効力を発揮しません。違法残業の可能性	
	が出てきてしまいますので、次回以降は始期ま	
	でに届け出てください。	
	労使協定の労働者代表者選出にかかる経緯が	口頭で全社員の意見を聞いた上
	わかるものが確認できませんでした。アンケー	での選出でしたが、次回は経緯を
	トからも、労働者代表の選出について疑義があ	書類で残し委任状も保管します。
	りました。選出方法及び代表者の要件が満たさ	
	れていない場合、協定書の効力が無効となる場	
	合があります。根拠となる書類や委任状の保管	
	をお願いいたします。	
	管理監督者の範囲が明確ではなく、改善を要し	課長職以上に対し、労基法第
	ます。	41条第2項の管理監督者に該当
	管理監督者は労働時間の規制の適用除外です、	する条件をはじめ、労務管理や評
	労働基準法(以下、労基法)第41条第2項では	価制度など研修を定期的に実施し
	「管理監督者に当てはまるかどうかは、役職名で	ます。
	はなく、その職務内容、責任と権限、勤務態様な	
	ど実体に基づいて判断する」とされています。就	
	業規則記載の勤務内容では管理監督者に該当する	
	のか、客観的な判断が出来ませんでした。	

事業者名	主な指摘事項	改善内容及び改善計画
株式会社シミ	嘱託職員の給与体系について記載内容の検討	嘱託職員の給与体系と給与明
ズオクト	を要します。	細について、本給と手当の部分
	給与の内、「本給」の記載内容が就業規則第21	が明確になるよう見直します。
	条と給与明細に齟齬がありました。前者体系図	
	は本給とその他手当を並列に記載しているとこ	
	ろ、後者は本給にその他手当を含む合計金額を	
	記載していました。本給とその他手当が割増賃	
	金の計算根拠となる固定的資金にあたります。	
	この内訳が記載されていないと、割増賃金の計	
	算根拠が不明瞭になり、また賃金変更時の昇降	
	の評価箇所が可視化されません。賃金台帳記載	
	があれば書類整備上問題ありません。しかし、当	
	審査では所在の確認ができませんでした。	
	労働者名簿やタイムカードは適切に管理されて	経歴も漏れなく記載します。
	いました。ただし、労働者名簿に労基法 107 条	
	に定められている「経歴」の記載漏れがありまし	
	た。異動や昇進などを記載してください。	
	法定帳簿のうち、賃金台帳の所在が確認でき	自社の賃金台帳はあります
	ませんでした。	が、用件を満たすべく新たに作
		成します。
	衛生に関して、壊れた備品等がなかなか修繕	速やかに修繕・改善します。
	されないという意見が従業員アンケートで散見	
	されました。労働災害防止の観点からも、具体的	
	な内容を検証し、速やかな修繕・改善が必要で	
	す。	

事業者名	主な確認事項	確認結果
株式会社シミ	有期労働契約の更新で通算5年を超えたと	有期契約から無期雇用への転
ズオクト	き、従業員の申し出により無期労働契約に転換	換に関する条文を盛り込んだア
	できることが定められています。該当者がいる	ルバイト就業規則について整備
	ので、アルバイト就業規則にも無期転換申込の	します。
	時期及び方法、要件や試験の手続などを記載す	
	るほうが望ましいです。	
	安全衛生に関しては、雇入時の警備講習・日	書類を整理して保管致してお
	常的な申し送り・定期的な警備講習や非常時の	りますが、提出に漏れがありま
	訓練を実施するなど取り組みがある旨、ヒアリ	した。次回整理して報告しま
	ングで確認しました。一方、根拠となる資料や	す。
	議事録などの書類は確認できませんでした	

1 目的

指定管理者制度導入施設で従事している職員の勤務条件や、労働環境における法令遵守の状況について把握し、必要に応じて指定管理者に改善を促すことで、施設の適切な管理運営を図るもの

2 調査者

東京都社会保険労務士会 葛飾支部

3 調査対象

施設名	指定管理者名
葛飾区文化会館(かつしかシンフォニーヒルズ)	株式会社トウショク
葛飾区亀有文化ホール(かめありリリオホール)	

4 調査期間

令和4年10月~令和5年2月

5 調査項目及び調査の視点

調査項目	調査の視点	
雇用契約と協定等	就業規則、雇用契約、労使協定等の労働条件について、適正な内容となっ	
	ているか	
	36 協定をはじめ労使協定は、適正か。	
	労働契約の締結に際し、労働者に労働条件を明示しているか。	
安全衛生関係	健康診断の実施、産業医の選任、業務災害への対策の状況は適正か。	
労働時間	労働時間は適正に管理しているか。	
	休暇、休日の取得状況及び管理は、適正か。	
給与計算	適正な給与計算、支払いが行われているか。	
社会・労働保険・雇用	労働保険、社会保険等への加入状況、手続きの時期は適正か。	
保険		
法定帳簿等の整備	労働者名簿、賃金台帳、出勤簿、労働条件通知書等が整備されているか。	

6 調査の手法

ア 書類確認

法定帳簿等について、指定管理者に対し、調査の視点に沿って、その内容を確認する。

イ ヒアリング

ヒアリングの必要性がある場合、現地調査に併せて、一部の従事職員に対してヒアリングを実施する。今回は、アンケート調査とともに従業員ヒアリングを実施した。

※主な指摘事項:法・制度等に鑑みて改善が必要な事項

事業者名	主な指摘事項	改善内容及び改善計画
株式会社トウ	「パートタイム従業員就業規則」第32条によ	欠勤、遅刻、早退、私用外出
ショク	ると、欠勤、遅刻、早退、私用外出の時間数は	の時間数は1分単位で計算し、
	30 分単位で計算するとありますが、労働時間の	労働時間の切捨てが発生しない
	切捨てに繋がりかねず、今後は見直し改正され	ように致します。次回見直しの
	ることが望まれます。	タイミングでパートタイム従業
		員就業規則も改定します。
	育児介護休業法は直近でも平成29年1月、10	現行の法に適した内容で順
	月、令和3年度1月、令和4年4月、10月と5	次、育児介護休業規程の見直し
	度に渡る改正が行われておりますが、会社の育	も行っていきます。
	児介護休業規定への反映が未だお済みではない	
	ようです。これらの法改正のタイミングに合わ	
	せ、会社の育児介護休業規程についても見直し	
	改正することが望まれます。	
	健康診断は、必要項目はもれなく行われてい	毎年健康診断受診のお知らせ
	るものの、対象従業員5名のうち2名の実施が	を行っており、受けて頂くよう
	確認できませんでした。	促します。
	パートタイマー及び有期契約従業員との労働	雇用契約書の改定を行い、最
	契約書においては雇用管理の改善等に関する事	新の雇用契約書の書式では、雇
	項に係る「相談窓口」の明示を行ってくださ	用管理の改善等に関する事項に
	٧٠°	係る相談窓口を明示していま
		す。
	労働契約の締結に際して交付する労働条件通	雇用契約書通知漏れが無いよ
	知書(雇用契約書)は7名中2名が未交付でし	う指導します。
	た。	

事業者名	主な確認事項	確認結果
株式会社トウ	書面調査時に勤務時刻を記録したタイムカー	現在、勤怠管理システムの導
ショク	ド等の提出がなかったため、契約社員、パート	入を順次進めており、これによ
	とも共通して雇用契約の通りの始業終業時刻で	り、始業終業時間等を正確に記
	の勤務が実行されているか確認できませんでし	録するように改善します。
	た。また、一日の労働時間数は現場裁量にて 15	
	分単位で集計しているとのことでした。	
	従業員アンケート(回答者6名)によると、	就業規則は、就業場所で従業
	6件すべてが就業規則の所在を知らず、見たこ	員誰でも閲覧出来るようになっ
	とがない、会社の育児・介護休業制度の存在や	ておりますので、しっかりと所
	内容も知らないとの回答でした。今後これら会	在、存在、内容を周知徹底しま
	社の規定や制度については周知を徹底するよう	す。
	お願いします。	

1 目的

指定管理者制度導入施設で従事している職員の勤務条件や、労働環境における法令遵守の状況について把握し、必要に応じて指定管理者に改善を促すことで、施設の適切な管理運営を図るもの

2 調査者

東京都社会保険労務士会 葛飾支部

3 調査対象

施設名	指定管理者名
地域産業振興会館 (テクノプラザかつしか)	株式会社コンベンションリンケージ

4 調査期間

令和4年10月~令和5年2月

5 調査項目及び調査の視点

調査項目	調査の視点	
雇用契約と協定等	就業規則、雇用契約、労使協定等の労働条件について、適正な内容となっ	
	ているか	
	36 協定をはじめ労使協定は、適正か。	
	労働契約の締結に際し、労働者に労働条件を明示しているか。	
安全衛生関係	健康診断の実施、産業医の選任、業務災害への対策の状況は適正か。	
労働時間	労働時間は適正に管理しているか。	
	休暇、休日の取得状況及び管理は、適正か。	
給与計算	適正な給与計算、支払いが行われているか。	
社会・労働保険・雇用	労働保険、社会保険等への加入状況、手続きの時期は適正か。	
保険		
法定帳簿等の整備	労働者名簿、賃金台帳、出勤簿、労働条件通知書等が整備されているか。	

6 調査の手法

ア 書類確認

法定帳簿等について、指定管理者に対し、調査の視点に沿って、その内容を確認する。

イ ヒアリング

ヒアリングの必要性がある場合、現地調査に併せて、一部の従事職員に対してヒアリングを実施する。今回は現地従業員ヒアリングを実施した。

※主な指摘事項:法・制度等に鑑みて改善が必要な事項

事業者名	主な指摘事項	改善内容及び改善計画
株式会社コン	労働条件通知書の一部に誤記がありました	改善いたしました。
ベンションリ	(賃金「法定外 25%」が正しい記述です)の	「労働条件通知書」の該当箇
ンケージ	で、速やかに修正をお願いします。残業計算は	所には以下のように記述してい
	労働基準法どおり、「法定外 25%」で正しく	ます。
	計算されています。	所定時間外
		月 60 時間以内 25%、
		月 60 時間超 50%
	有期雇用労働者である契約社員の労働条件通	改善いたしました。
	知書に「雇用管理の改善等に係る相談窓口」が	下記の記述をその他の項目に
	抜けていました。これはパート有期雇用労働法	追加。
	により明示が義務付けられている事項です。	雇用管理の改善等に係る相談窓
		口部署名:管理部
		(連絡先) 03-3263-8686
	御社の労働時間の管理方法は自己申告が基本	現在、勤怠管理を行うシステ
	となっています。労働時間の適正な把握のため	ム導入を進めております。
	に使用者が講ずべき措置の原則は①使用者が自	
	ら確認②タイムカード、パソコンの使用時間記	
	録など客観的な記録を基礎として記録すること	
	です。まずは原則が導入できないか検討を要し	
	ます。出勤簿には1分単位で出退勤時刻を記載	
	することが望ましいです。	
	出勤簿については、シフトのとおりに出勤す	上記のシステム導入により出
		退勤時間に打刻を行います。
	退勤時刻を日々記録するようにしてください。	
	賃金台帳については、労働者ごとに、労働日	賃金台帳の作成は外部に委託
	数、労働時間数、休日労働時間数、時間外労働	しており、委託先のシステムは
	時間数、深夜労働時間数といった事項を適正に	詳細な勤怠情報の記述に対応し
	記入する必要があります。	ておりませんが、上記のシステ
		ム導入後は勤怠情報(労働日
		数、時間数、休日労働時間、超
		勤時間等) についても確認可能
		となります。

事業者名	主な確認事項	確認結果
株式会社コン	パートタイマーの方の労働条件はパートタイ	労働契約と実態とを必ず合わ
ベンションリ	マー就業規則によると「1 週 20 時間未満」と	せるようにいたします。
ンケージ	なっていますが、実際の労働契約はそうでない	
	ケースがありました。実態にあった規則に改定	
	するのが望ましいです。	
	過半数労働者の代表者選出方法は、すべての	確認いたします。
	労使協定、特に36協定締結においては重要で	
	す。民主的な方法で労働者代表が選出されてい	
	るか、今一度確認をお願いします。	
	給与については、なぜ昇給が行われたのか、	定期昇給の場合は説明を行っ
	従業員への説明が行われていません。自己評価	ておりませんが、職位改定など
	のフィードバックや定期面談時等の機会に従業	特別昇給の場合は実施しており
	員へ個々に説明しておくことが望ましいです。	ます。

1 目的

指定管理者制度導入施設で従事している職員の勤務条件や、労働環境における法令遵守の状況について把握し、必要に応じて指定管理者に改善を促すことで、施設の適切な管理運営を図るもの

2 調査者

東京都社会保険労務士会 葛飾支部

3 調査対象

施設名	指定管理者名
地域産業振興会館 (テクノプラザかつしか)	グローブシップ株式会社

4 調査期間

令和4年10月~令和5年2月

5 調査項目及び調査の視点

調査項目	調査の視点	
雇用契約と協定等	就業規則、雇用契約、労使協定等の労働条件について、適正な内容となっ	
	ているか	
	36 協定をはじめ労使協定は、適正か。	
	労働契約の締結に際し、労働者に労働条件を明示しているか。	
安全衛生関係	健康診断の実施、産業医の選任、業務災害への対策の状況は適正か。	
労働時間	労働時間は適正に管理しているか。	
	休暇、休日の取得状況及び管理は、適正か。	
給与計算	適正な給与計算、支払いが行われているか。	
社会・労働保険・雇用	労働保険、社会保険等への加入状況、手続きの時期は適正か。	
保険		
法定帳簿等の整備	労働者名簿、賃金台帳、出勤簿、労働条件通知書等が整備されているか。	

6 調査の手法

ア 書類確認

法定帳簿等について、指定管理者に対し、調査の視点に沿って、その内容を確認する。

イ ヒアリング

ヒアリングの必要性がある場合、現地調査に併せて、一部の従事職員に対してヒアリングを実施する。今回はアンケート調査を実施した。

※主な指摘事項:法・制度等に鑑みて改善が必要な事項

事業者名	主な指摘事項	改善内容及び改善計画
グローブシッ	雇用契約書に詳細を記載していない退職及び	退職及び解雇の項目につい
プ株式会社	解雇の項目については、別紙を設け明示してい	て、雇用契約書に直接明示する
	る。有期雇用労働者のため、相談窓口の案内に	ようにします。
	ついては現行の「口頭」のみではなく、契約書	相談窓口案内については、調
	または労働条件通知書に追記されたい。	査当日に指摘されたため、雇用
		契約書に記載済みです。
	休日の振替について対象労働者には適用がな	振替休日が発生した場合、勤
	いが、全社での手続きにおいては振替休日及び	務スケジュール表に振替日が分
	勤務日の通知を「口頭」で行っているため、指	かるように追記し、改めて事前
	示書を使用する等記録に残る方法で通知された	に本人へ渡すようにします。
	V'o	

事業者名	主な確認事項	確認結果
グローブシッ	労働者名簿、賃金台帳、出勤簿は法廷事項が	改めて保管の際には確認を徹
プ株式会社	記載され、整備されていることを確認した。	底し、注意するようにいたしま
	概ね適切に保存されているが、1名分が脱落	す。
	している月が2ヶ月ほどあり、保管場所を探し	
	ていただいた。紛失はしていなかったが、脱落	
	は紛失につながる懼れがあるため、保管の際は	
	十分に注意されたい。	

1 目的

指定管理者制度導入施設で従事している職員の勤務条件や、労働環境における法令遵守の状況について把握し、必要に応じて指定管理者に改善を促すことで、施設の適切な管理運営を図るもの

2 調査者

東京都社会保険労務士会 葛飾支部

3 調査対象

施設名	指定管理者名
葛飾区観光文化センター(寅さん記念館)	株式会社共立メンテナンス
葛飾区山本亭	(令和4年度労働環境調査時点)
葛飾区立柴又公園	

4 調査期間

令和4年10月~令和5年3月

5 調査項目及び調査の視点

調査項目	調査の視点		
雇用契約と協定等	就業規則、雇用契約、労使協定等の労働条件について、適正な内容となっ		
	ているか		
	36 協定をはじめ労使協定は、適正か。		
	労働契約の締結に際し、労働者に労働条件を明示しているか。		
安全衛生関係	健康診断の実施、産業医の選任、業務災害への対策の状況は適正か。		
労働時間	労働時間は適正に管理しているか。		
	休暇、休日の取得状況及び管理は、適正か。		
給与計算	適正な給与計算、支払いが行われているか。		
社会・労働保険・雇用	労働保険、社会保険等への加入状況、手続きの時期は適正か。		
保険			
法定帳簿等の整備	労働者名簿、賃金台帳、出勤簿、労働条件通知書等が整備されているか。		

6 調査の手法

ア 書類確認

法定帳簿等について、指定管理者に対し、調査の視点に沿って、その内容を確認する。

イ ヒアリング

ヒアリングの必要性がある場合、現地調査に併せて、一部の従事職員に対してヒアリングを実

施する。今回は従業員アンケート調査及びヒアリングを実施した。

7 主な指摘事項及び改善内容等の概要

※主な指摘事項:法・制度等に鑑みて改善が必要な事項

主な確認事項:指摘事項ではないが、対応することが望ましい事項

事業者名 主な指摘事項 改善内容及び改善計画 株式会社共立 アンケートの結果、就業規則の在り処を知ら 就業規則は以前より事務室に メンテナンス ないと回答した従業員が全体の7割という結果 従業員が自由に閲覧できる場所 でした。また、労使協定については(ヒアリン を設けていたが、指摘を頂いた グにより) 金庫に保管されているとのことでし 後、労使協定を金庫から出し、 た。就業規則と労使協定は労働基準法で周知義 就業規則と同じ場所に備え付 務が定められております。よって、従業員の皆 け、閲覧可能な場所を改めて従 さまが自由に閲覧でき、内容を任意のタイミン 業員に周知済み。 グで確認できる環境を整えて頂きますようお願 いいたします。 労働時間(早番遅番等)および休憩(ある・ シフト表で始業・終業時刻を 左上に記載した。表の体裁に関 なし) についてはシフト表で明示されていまし たが、始業・終業時刻の記載がありませんでし しては、指摘頂いた点を踏ま た。一方で就業規則では「別表による」と規定 え、8時間労働以外の職員の勤 され、雇用契約書には「シフト表による」と明 務予定日欄内にそれぞれ始業・ 示されていましたが、いずれも始業・終業時刻 終業時間を明記するなど表示方 の定めはございませんでした。)この状態では 法を改善した。 労働基準法上の明示義務に抵触していると判断 されるおそれが高まります、事業場では(ヒア リングにより)シフト表にて勤務指示をしてい る、とのことですので、表の体裁を工夫するな ど表示方法の見直し等ご検討をお願いいたしま す。 出退勤の記録方法については(ヒアリングに 8月現在、ようやく勤怠管理 より)各自手書きにて行っている、ということ システムのテスト稼働の設定開 で、管理の難しさが見えました。現時点では個 始の運びとなった。これに伴い 別に記録の漏れ誤りの対策を講じているとのこ 出退勤記録・管理の改善が進む とでしたが、その作業に費やす時間が長時間労 ものと思われる。 働となり、結果、対応している従業員への精神 的な負担も憂慮されます。今後勤怠ソフトが導 入される予定(ヒアリング回答)、とのことで すので、IT を利用した出退勤記録・管理の改 善を進めていただければと思います。

事業者名	主な指摘事項	改善内容及び改善計画
株式会社共立	休憩時間は完全に仕事から解放されているこ	休憩時間について、事務所従
メンテナンス	とが必要となります。一方で、休憩時間であっ	業員に関して、完全に開放され
	ても、個別判断で仕事を続ける従業員もいる場	ているとは言い難いが、指摘
	合がありますし、担当業務ごと交代で与えられ	後、休憩時間中は事務所内に留
	ている場合もあると思います。休憩時間につい	まらず、業務から離れるよう努
	ては、実態に即して、交代で与えられているよ	めている。
	うであれば、「休憩の一斉付与の例外」協定を	
	事業場で締結するなど、休憩時間の再確認をお	
	願いしたいと思います。	